

令和3年 4月22日

横浜市立中丸小学校

校長 吉田 りえ

## ご家庭掲示

### 災害等の緊急対応について

	<p>◆大規模地震が発生し、通信が不可能な時。</p> <p>◆大規模地震「警戒宣言」発令時。</p>	<p>◆「暴風警報」または、「大雪警報」または、「暴風雪警報」または「特別警報」「降灰予報」発令時。</p>
登校前	<p>登校させない。</p> <p>※メール配信等での連絡は行いません。</p>	<p>午前6時の時点で神奈川県全域または東部に「暴風」「大雪」「暴風雪」警報、「特別警報」「降灰予報」のいずれかが<u>発令継続中</u>の場合は登校させない。</p> <p>※全市一斉臨時休校。</p>
登校後	<p>保護者または引き取り依頼者が、引き取りに行く。</p> <p>※第一次避難場所は、学校校庭です。</p> <p>※引き取りがあるまで、児童は学校に留め置きます。</p>	<p>下校時刻の変更や引き取りなどの緊急措置に対応する。</p> <p>※緊急措置をする場合は、「まち comi メール」で連絡します。</p>
登下校中	<p>ご家庭で避難場所、避難方法など、よく話し合っておく。</p> <p>※例)学校、自宅、知り合いの家のいずれか、近い所に避難する。</p>	

※ 大規模地震「警戒宣言」= 大規模地震対策特別措置法に基づき、内閣総理大臣より発令される東海地震を想定した警戒宣言。

<「特別警報」とは>

気象庁はこれまで、大雨、地震、津波、高潮などにより重大な災害が起こるおそれがある時に、警報を発表して警戒を呼びかけていました。これに加え、今後はこの警報の発表基準をはるかに超える豪雨や大津波、噴火等が予想され、重大な災害の危険性が著しく高まっている場合、新たに「特別警報」を発表し、最大限の警戒を呼び掛けます。

特別警報が出た場合、お住まいの地域は数十年に一度しかないような非常に危険な状況にあります。周囲の状況や市町村から発表される避難指示・避難勧告などの情報に留意し、ただちに命を守るために行動をとってください。

【気象庁ホームページ <http://www.jma.go.jp> より抜粋】